

## 第5章 施策の推進体制

### 1 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、市の広報紙やホームページ等を活用し、本計画を市民へ周知します。

### 2 推進体制

関係機関や民間団体等で構成する「日向市自殺対策推進協議会」において、連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めるとともに、取組状況の確認、評価を行います。

市長が本部長を務める「日向市自殺対策推進本部」では自殺対策に関係の深い部局の長で構成し、横断的な自殺対策を推進します。また、その下に関係課の長で構成する「日向市自殺対策庁内推進会」を位置づけ、本市における総合的な自殺対策を推進します。

### 3 進捗管理

本計画の取組状況や目標値については、事務局である健康増進課にて把握し、計画の適切な進捗管理に努めます。

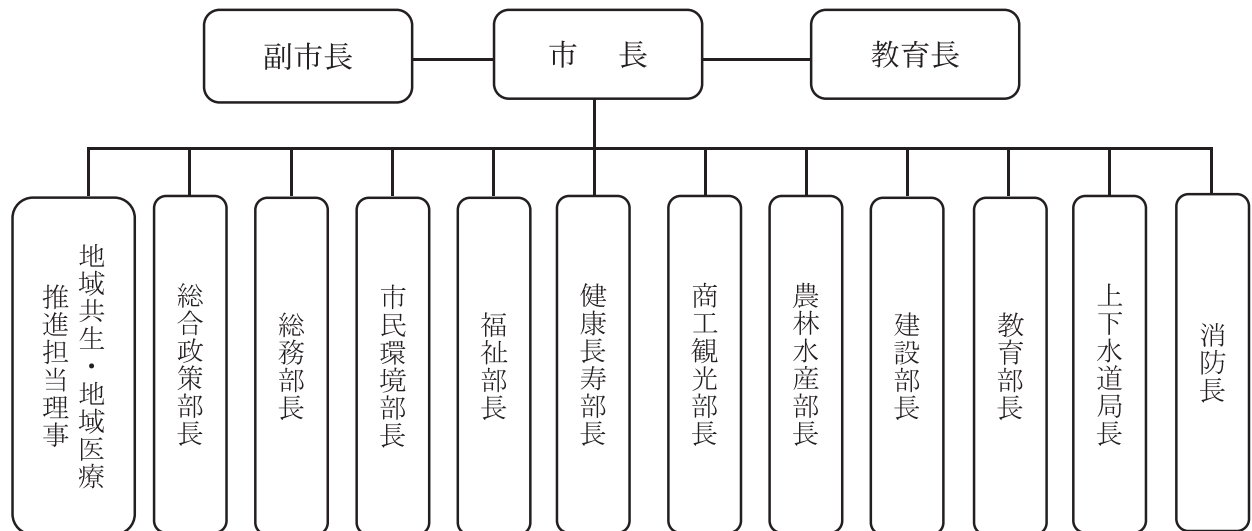
また、今回の計画策定に当たり、日向市自殺対策行動計画策定委員会から提起された意見や要望等を含む今後の対策のあり方については、「日向市自殺対策推進協議会」、「日向市自殺対策推進本部」、「日向市自殺対策庁内推進会」において協議していきます。

## 【日向市自殺対策事業の推進体制】

### ○日向市自殺対策推進協議会

一般社団法人日向市東臼杵郡医師会	日向市区長公民館長連合会
日向市民生委員児童委員協議会	日向市高齢者クラブ連合会
日向市学校長会	日向市養護教諭部会
日向市PTA協議会	日向市保育協議会
日向商工会議所	社会福祉法人日向市社会福祉協議会
ハローワーク日向（日向公共職業安定所）	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会
日向法律事務所	日向警察署
NPO法人あったかほーむ愛あい	学校法人順正学園九州保健福祉大学 (令和6年4月～学校法人順正学園九州医療科学大学)
日向保健所	

### ○日向市自殺対策推進本部



### ○日向市自殺対策庁内推進会（幹事会）

